

認知症等の人に 分かりやすいデザインについて(情報提供)

1 情報提供の背景

(1)国の位置づけ

〔共生社会の実現を推進するための認知症基本法〕第3条基本理念第3項

「認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。」

(2)市の位置づけ

〔第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕

・重点施策3「社会全体で取り組む認知症支援」

→認知症施策推進計画「4. バリアフリーの促進と社会参加」

2 認知症等の人にわかりやすいデザイン とは？

認知機能が低下した方でも、「見つけやすい」「わかりやすい」デザインのこと。

3 デザインの効果

認知症の症状

- ・記憶障がい
- ・見当識障がい
- ・理解・判断力の障がい

加齢による症状

- ・視力・聴力の低下
- ・歩行障がい など

本人の自立した行動を妨げる要因

わかりやすいデザインによって、適切な環境を整える

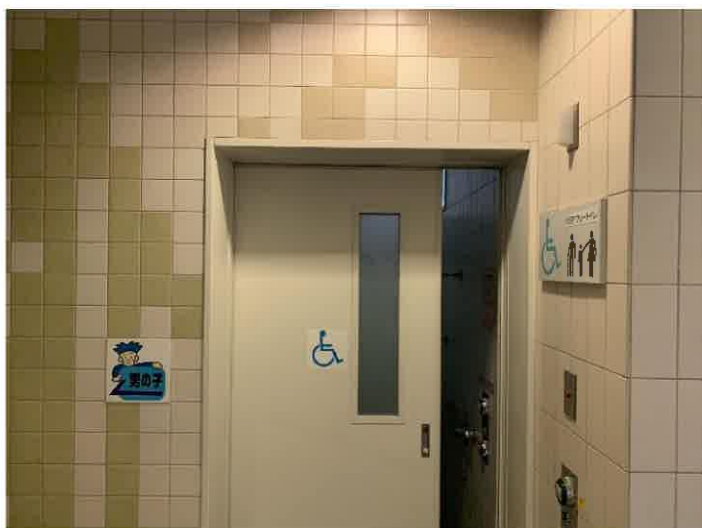
本人のできることは“できるまま”＝自立支援
家族や介護者の手間減 ↻



- ・白い壁に、白い便器
- ・便器に近づくと、手洗いの照明により便器付近に影ができてしまう



- ・床、壁の色と便器の白色のコントラストが強く、便器が見やすい
- ・影ができにくく、明るい室内



- ・白い壁に、白い扉で扉が分かりにくい（モザイク調も×）
- ・ピクトグラムが小さい



- ・大きいピクトグラム
- ・文字も併記する

4 今後の市の動き

大学等とともに、デザイン導入前後の効果測定を行いながら、認知症等の人に分かりやすいデザインについて実証実験を行う予定です。

5 お願い

改修・改築などのタイミングでデザイン導入を検討される場合は、豊田市福祉部高齢福祉課(0565-34-6984)へご相談ください。

参考資料：福岡市「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」

